

社会福祉法人さつき会 行動計画(女性活躍推進法版)

職員が安心して働くよう、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和5年2月1日から令和6年6月30日までの1年4ヶ月間

2 内容

【目標1】

- 全ての職員が働きやすい職場環境を整備する。
 - ①様々なハラスメントが起きないよう、法人内に相談窓口を設置する。
 - ②研修等によりハラスメント防止を周知徹底する。

《対策》

- | | |
|------------|------------------------|
| ※令和5年2月1日～ | ・毎年1回職員全体会議で行動計画について説明 |
| ※令和5年2月1日～ | ・相談窓口について再周知 |
| ※令和5年6月1日～ | ・年1回以上の研修会等の開催 |

【目標2】

- 多様な勤務形態の確保について
 - ①非常勤職員から正職員への転換を支援する。
- ※限定正職員制度：令和4年4月1日～施行

《対策》

- | | |
|------------|------------------------|
| ※令和5年2月1日～ | ・毎年1回職員全体会議で行動計画について説明 |
| ※令和5年2月1日～ | ・職員面談等で職員の意向を確認し転換支援 |

【目標3】

- 有給休暇10日以上貸与されている全職員の有給休暇の取得日数を、1人当たり平均年8日以上とし、さらにリフレッシュ休暇として連續4日以上の取得を目指す。

《対策》

- | | |
|------------|--------------------------|
| ※令和5年2月1日～ | ・毎年1回職員全体会議で計画的な取得について説明 |
| ※令和5年2月1日～ | ・毎年計画的な取得に向けて管理職員研修開催 |
| ※令和5年4月1日～ | ・毎年数回各事業所の取得結果公表（職員回覧） |